

沖縄県教育委員会規則の一部改正
(教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則)

学校人事課

1 規則の概要(教員職員免許状に関する規則の一部を改正する規則)

教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を改正する教育委員会規則

2 改正の概要

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律において、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たな「幼保連携型認定子ども園」が創設された。

「幼保連携型認定子ども園」の職員である「保育教諭等」については、「幼稚園教諭免許状」と「保育士資格」の両方の免許・資格を有することを原則としている。

そこで、新たな「幼保連携型認定子ども園」制度の施行後5年後までは、保育士資格のみを有する者に対して、保育士等としての実務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数の軽減を図る、教育職員免許法施行規則附則が改正された。

そのため、教育職員免許状に関する規則（教育委員会規則第8号）において、幼稚園教諭免許状取得に係る申請手続きを定める改正を行った。

- (1) 教育職員免許法附則第19項により幼稚園教諭免許状を申請する場合に必要な出願手続きを定めた。（第9条の3関係）
- (2) 保育士等実務経験に関する証明書の様式を定めた。
- (3) 教育職員免許法施行規則の改正に伴う条ずれの改正を行った。

3 公布日(公報登載日)及び施行年月日

公 布 日 平成28年3月31日

施行年月日 平成28年4月1日

4 新旧対照表

別添参照

※参考 教育職員免許法附則第19項

新旧対照表

○教育職員免許状に関する規則（平成元年沖縄県教育委員会規則第8号）

新	日
第9条の3 免許法附則第19項の規定により検定を受けようとする者は、次に 掲げる書類を提出しなければならない。	(新設)
〔1〕 <u>教育職員検定願</u>	
〔2〕 <u>履歴書</u>	
〔3〕 <u>身分証明書</u>	
〔4〕 <u>人物に関する証明書</u>	
〔5〕 <u>実務に関する証明書（幼稚園免許状用）</u>	(第4号様式の2)
〔6〕 <u>学力に関する証明書</u>	
〔7〕 <u>基礎資格証明書</u>	
〔8〕 <u>身体に関する証明書</u>	
〔9〕 <u>宣誓書</u>	
〔10〕 <u>保育士証の写し又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項に規定する保育士の登録をしている者であることを証明する書類</u>	
第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。	第19条 検定により上級の免許状を受けようとする者及び他の教科についての免許状を受けようとする者の単位の修得方法は、次に定めるところによる。
(1) 免許法別表第3関係	(1) 免許法別表第3関係
力 29年改正法附則第8項の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合(免許法施行規則第9項の規定による場合)	力 29年改正法附則第8項の規定により高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合(免許法施行規則第9項の規定による場合)
在職年数 最低修得単位数	在職年数 最低修得単位数
教科に関する科 目	教科に関する科 目
10 90 20 24	10 90 20 24
11 85 19 22	11 85 19 22
12 80 18 20	12 80 18 20
13 75 17 18	13 75 17 18
14 70 16 16	14 70 16 16
15 65 15 14	15 65 15 14
16 60 14 12	16 60 14 12
17 55 13 10	17 55 13 10

18	50	12	8	9
19	45	11	7	8
20	40	10	6	7
21	35	9	6	6
22	30	9	5	5
23	25	8	5	4
24	20	8	4	4
25	15	5	4	3
26以上	10	3	4	3

キ 免許法施行規則第14項の規定による場合

免許法施行規則第6項及び第12項の規定の修得方法による。

ク 免許法施行規則附則第35項及び第36項の規定により保健の教科の高等学校教諭の一種免許状を受けようとする場合

(ア) 修業年限2年の看護師養成施設卒業者の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科 目	教職に関する科 目
6	60	13	16
7	55	13	15
8	50	12	14
9	45	12	13
10	40	11	11
11	35	11	10
12	30	9	9
13	25	9	7
14	20	8	5
15	15	6	4
16以上	10	3	4

(イ) 修業年限3年の看護師養成施設卒業者の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科 目	教職に関する科 目
18	50	12	8
19	45	11	7
20	40	10	6
21	35	9	6
22	30	9	5
23	25	8	5
24	20	8	4
25	15	6	4
26以上	10	3	3

(ア) 修業年限2年の看護師養成施設卒業者の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科 目	教職に関する科 目
18	50	12	8
19	45	11	7
20	40	10	6
21	35	9	6
22	30	9	5
23	25	8	5
24	20	8	4
25	15	6	4
26以上	10	3	4

(イ) 修業年限3年の看護師養成施設卒業者の場合

在職年数	最低修得単位数	最低修得単位数に必ず含めて修得することを要する単位数	
		教科に関する科 目	教職に関する科 目
18	50	12	8
19	45	11	7
20	40	10	6
21	35	9	6
22	30	9	5
23	25	8	5
24	20	8	4
25	15	6	4
26以上	10	3	4

	目	目	目	目	目	目	目
4	45	10	12	8			
5	40	9	10	8			
6	35	8	8	7			
7	30	7	7	7			
8	25	6	6	6			
9	20	6	5	6			
10	15	4	4	4			
11以上	10	3	4	3			

(4) 免許法別表第6関係

工 29年改正法附則第18項の規定により養護教諭の二種免許状を受けようとする場合(免許法施行規則附則第16項の規定による場合)

在職年数	一般教育科目	養護に関する科		教職に関する科 目	合計
		目	目		
3以上	2	6	2	10	

第4号様式

(第3条、第8条—第9条の2、第10条—第12条、第13条—第15条関係)

第4号の2様式

(第9条の3関係)

	目	目	目	目	目	目	目
4		45		10	12	8	
5		40		9	10	8	
6		35		8	8	7	
7		30		7	7	7	
8		25		6	6	6	
9		20		6	5	6	
10		15		4	4	4	
11以上		10		3	4	3	

(4) 免許法別表第6関係

工 29年改正法附則第18項の規定により養護教諭の二種免許状を受けようとする場合(免許法施行規則附則第12項の規定による場合)

在職年数	一般教育科目	養護に関する科		教職に関する科 目	合計
		目	目		
3以上	2	6	2	10	

第4号様式

(第3条、第8条—第9条の2、第10条—第12条、第13条—第15条関係)

○教育職員免許法附則第19項

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。この場合において、同条第四項及び第九条第四項の規定の適用については、第六条第四項中「得た日」とあるのは「得た日又は附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」と、第九条第四項中「得た日」とあるのは「得た日若しくは附則第十九項の文部科学省令で定める最低在職年数を満たし、かつ、同項の文部科学省令で定める最低単位数を修得した日」とする。